

育児休業給付金を受給中にご本人が死亡した場合の手続きについて

(令和7年4月1日以降に死亡した場合)

育児休業給付金を受給していた被保険者が死亡した場合、死亡日の前日分まで、生計を同じくしていた遺族（以下、請求者）が支給申請をすることができます。

・請求者は①②ともに条件を満たす方です。

①配偶者（事実婚含む）・子（養子を含む）・父母・孫・祖父母又は兄弟姉妹

②死亡当時生計を同じくしていた方

※請求者の順位は上記の順序です。

※遺産相続人でも別生計の場合は対象外です。

◎提出書類

1. 未支給失業等給付請求書

2. 下記の①～③を確認できる書類（写しでも可）

① 死亡日 例）死亡診断書・住民票・戸籍謄（抄）本

② 被保険者との続柄 例）住民票・戸籍謄（抄）本

③ 同一生計であったこと

同居の場合・・・住民票（死亡当時の本人と請求者両者の確認が必要です。）

別居の場合・・・送金を受けていたことを証明する通帳や現金書留の封書等

3. 払渡希望金融機関変更届（請求者本人名義の口座）

4. 通帳またはキャッシュカードの写し

（口座名義人・金融機関名・支店・口座番号が確認できるページ）

5. 支給申請書

※賃金台帳・出勤簿のコピー添付。

※申請者欄は亡くなった被保険者本人の氏名を記入。

◎提出期限

死亡した日の翌日から6か月以内。

〒108-0014

東京都港区芝 5-35-3

ハローワーク品川

雇用継続課

TEL：03-5418-7308